

令和 6 年度

伏古川融雪管運転管理業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

伏古川融雪管運転管理業務 仕様書

第1章 一般事項

1 役務の概要

本業務は、東区東苗穂2条2丁目に設置の投雪監視棟の投雪口に投入された雪を、伏古川水再生プラザの処理水を利用した融雪管内で融雪する設備の運転操作・監視、施設の維持管理を行うものである。また、伏古川水再生プラザ内雨水貯留管ポンプ室（東区伏古8条1丁目）にて、し渣揚げ、場内運搬も行うものである。

2 履行場所

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 伏古川融雪管投雪監視棟 | 東区東苗穂2条2丁目 |
| (2) 伏古川水再生プラザ雨水貯留管ポンプ室 | 東区伏古8条1丁目 |
| (3) 伏古川融雪管中間ゲート室 | 東区東苗穂4条2丁目付近 |

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。

5 運転管理期間（設定日数等）

以下の「投雪利用対応期間」及び「投雪運転日数」については、降雪量、排雪用ダンプトラックの運行状況等により変動する場合があるので、受託者は、委託者からの投雪計画表に基づき投雪運転日数の変動に対応すること。

なお、投雪計画表は、原則、投雪日の4日前には連絡するが、急な投雪の実施など、計画の変更があった際にも運転管理に必要な人員を確実に配置すること。

- (1) 投雪利用対応期間は、概ね令和7年1月10日から3月10日までとする。（週休日（週に1日）を除く。）
- (2) 投雪運転管理日数は、昼間30日 夜間20日とする。

- (3) 投雪利用時間は、昼間 9 : 00～18 : 00 夜間 21:00～ 6 :00 までとする。
- (4) 勤務時間は、昼間 8 : 30～18 : 30、夜間 20 : 30～ 6 : 30 とする。(休憩 1 時間を含む。)
- (5) 日常点検日数は、原則として、週休日を除く投雪利用期間中、毎日 (51 日) 行うこととする。

ただし、降雪の状況により週休日に当該施設を稼働させた場合においては、日常点検を行うものとする。
- (6) 週点検回数は、投雪利用期間内の 10 回とする。

6 履行体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から業務責任者を選定すること。

(2) 資格者等の配置

受託者は、本業務の遂行に必要な次に適合する資格者等を 1 名以上 配置すること。

ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

イ その他業務上で必要となる有資格者

7 業務の範囲

本業務の範囲は次号によるものとする。なお、詳細は第 3 章 業務の範囲に関する事項による。

- (1) 運転開始前準備作業
- (2) 融雪管の運転操作・監視業務
- (3) 施設の維持管理業務
- (4) 運転終了時作業
- (5) 緊急時対応
- (6) 関係箇所との連絡調整

8 安全衛生・安全対策

受託者は、労働安全衛生法に基づき、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及

び教育を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。なお、次号については、特に注意すること。

- (1) 本業務は夜間作業・昼間作業または昼夜連続体制となるため、業務に従事する職員の労働環境・疲労などによる事故を未然に防止するよう十分留意すること。
- (2) マンホール内作業または融雪管内等の槽内作業を行う場合、事前に槽内の換気を十分に行い、酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定を行い、測定記録と作業記録を整理し保存すること。なお基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。
- (3) 各作業における機器操作時は巻き込み・落下・交通安全・車両の駐車等に十分注意をすること。特に融雪管内及びその上部で作業する際は、墜落制止用器具の着用や工具等の落下防止対策を行うこと。

9 業務従事者の服装

業務に従事する職員の服装は、業務遂行のための適切なものとし、業務従事者であることが明確となるようにすること。

10 諸官庁への手続

受託者は、業務の遂行に必要な諸官庁への手続きを委託者の承諾を得て適切に行うこと。

11 室内の清掃及び廃棄物の処理

操作室・機械室等の整理整頓に努め、廃棄物等を適切に処分すること。

第2章 書類・報告書等の提出

1 業務計画書（契約後、速やかに提出すること）

- (1) 業務責任者等指定通知書（業務責任者に関わる経歴書、資格免許証写し、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等））
- (2) 業務工程表
- (3) 緊急連絡体制表
- (4) 業務管理体制表
- (5) 資格者一覧表

2 業務の完了時に提出する書類

提出書類の様式・内容については事前に委託者に確認し、遺漏が無いよう留意すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務日誌一式
- (3) 点検日誌（日常点検、週点検、定期点検、簡易故障修理、融雪開始前・終了時点検、整備内容）一式
- (4) 写真類（運転管理、整備等記録写真ほか）一式
- (5) 故障・修繕履歴記録、施設内収納保管表、修繕要望・提案書
- (6) 酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定記録（写）一式
- (7) 委託者の指示による書類、その他必要な書類 一式

3 その他

受託者は、前項1、2に示す書類・報告書等のほか、運用期間中を含め委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

第3章 業務の範囲に関する事項

受託者は、次号に従い適切な運転操作・監視及び保守管理を行うこと。

1 運転開始前準備作業

受託者は、融雪管の投雪作業を開始する前に、次の事項及び別添1に基づく開始前点検整備を行い、運転に支障の無いよう努めること。

- (1) 噴射装置（ノズル、ポンプ）の取り付けを行うこと。
- (2) 計装機器設備の立ち上げ、動作確認を行うこと。
- (3) 投雪開始日に合わせてヤード管理業者及び雪搬入作業関係者との事前打合を十分に行い、安全対策のほか、効率的な運転方法について検討すること。
- (4) 安全・保安資機材の事前点検、動作確認等を行うこと。
- (5) 伏古川水再生プラザとの連絡調整を行うこと。
- (6) 車両台数計測装置の動作確認に立ち会うこと。なお、車両台数計測装置装置の据付・動作試験は別途発注の業者が行う。

2 融雪管の運転操作・監視業務

操作に必要な各機器の取扱説明書・運転管理マニュアル（別添2、以下「マニュアル」という。）等に基づき、融雪管の運転操作及び監視に係る一切の業務を行う。

- (1) 中央監視棟における監視操作、記録
- (2) 投雪現場における操作・作業等、記録
- (3) 各種管理日報の作成と報告
- (4) 融雪管の利用期間中の運転操作・監視体制は、次に示す人員を配置すること。
 昼間の受入体制 2人体制とする。
 夜間の受入体制 2人体制とする。
- (5) 中間ゲート前の雪塊状況によりゲート操作を行い、効率的な運転に努めること。
- (6) 融雪管等に付着する雪塊が水流の支障となる場合は、その状況により雪塊を除去すること。
- (7) 点検及び故障等により、中間ゲート室に入る場合は、仮設の換気設備を設置すること。
- (8) 伏古川水再生プラザ貯留管ポンプ室内にある、細目自動除塵機により引き揚

げられたし溜は、定期的に収集し指定の場所に保管すること。

- (9) その他、受託者は融雪管の稼働に伴って生じる場内の作業で、委託者の指示するものについて実施すること。
- (10) 融雪管流出水の水質を把握する必要がある場合には、別途発注となる試料採取作業について委託者の指示に従い協力すること。
- (11) 融雪管の清掃・点検作業は、別途発注（下水道河川局事業推進部発注）となることから、本業務と別途発注業務との連絡調整を行い、業務に支障のないように努めること。

3 施設の維持管理業務

保守管理項目及び保守内容（別添 1）に基づき、建物、建具、電気・機械設備に係る一切の維持管理業務を行う。

(1) 保守管理業務

ア 建物及び建具、電気、計装設備、機械設備、車両管理システムの日常点検、週点検、定期点検、臨時点検、簡易故障修理、融雪開始前点検、融雪終了時点検及び整備並びに報告を行う。

なお、保守管理に必要な工具・試験機器等は受託者が用意するものとし、点検や小修理等軽微な修繕に使用する消耗品類は受託者側の負担とする。

イ 保守管理の対象施設及び保守内容は、別添 1 に示すとおりとし、その周期は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (ア) 日常点検 | 日 1 回 |
| (イ) 週点検 | 週 1 回 |
| (ウ) 定期点検・保守 | 別添 1 による |
| (エ) 運転開始前点検 | 1 回 |
| (オ) 運転終了後点検 | 1 回 |

なお、日常点検については、昼間・夜間の両方が運転・監視となる場合は、どちらか片方で行うものとする。また、週点検は投雪の有無に関わらず、投雪利用対応期間中は毎週、実施するものとする。

(2) 清掃業務

屋内、屋外の清掃を行う。なお、施設内は常に整理整頓を心掛けること。

(3) 除雪業務

監視棟玄関前など本業務の遂行に必要な部分の除雪を行う。

4 運転終了時作業

受託者は、融雪管の投雪作業が完了し施設を休止する前に、次の事項及び別添 1 に基づく終了時点検整備等を行い、次期運用に支障の無いよう努めること。

- (1) 各機器のマニュアル等に基づく停止操作
- (2) 投雪口部ほか各機器の清掃（詳細は別添 1 のとおり）
- (3) 噴射装置（ノズル、ポンプ）を取外し投雪口ゲート室に搬入し保管すること。
- (4) 管渠内に設置されている I T V カメラは養生すること。
- (5) RFID 認証装置等は、1 F 電気室に保管すること。
- (6) その他、運転終了に必要な事項

5 緊急時対応

受託者は、融雪作業に重大な支障を及ぼす事故、故障等が発生した場合は、次号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 全停電、部分停電、重要機器故障などにより、投雪作業が停止となる場合には、マニュアルの各異常時対応の各項に基づき、運転操作、応急処置、緊急連絡を行うとともに、その復旧に努めること。
- (2) 水再生プラザの事故等により、処理水の供給が停止された場合は、マニュアルに基づく運転操作を行うとともに、事故状況を把握し、関係箇所及び委託者に緊急連絡を行うこと。
- (3) 故障等で復旧が不可能な場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 委託者の要請により、点検または整備を行った場合は、それらの内容について口頭及び書面で速やかに報告すること。

6 関係箇所との連絡調整

受託者は、札幌市の道路設備課、雪対策室、関係区の維持管理課、排雪業者、創成川水処理センター並びに伏古川水再生プラザほか関係機関との間で連絡を緊密に保ち、作業の変更等の連絡調整を行うこと。

第4章 その他

1 業務上の指示

伏古川融雪管の運転管理業務にあたり、業務遂行に必要となる事項について委託者の指示がある場合は、その指示に従うこと。

2 費用負担等

電気料金（動力・電灯）、電話料金（備え付け1回線分）、水道料金は委託者が負担する。

3 疑義の解釈

- (1) 本仕様書において疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 諸事情により設計数量等に著しく変動があった場合は、契約書に示す事項のほか、委託者と受託者が協議し、円滑な執行ができるように努める。

4 損害賠償について

受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。

5 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 日常点検業務

前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

6 環境に配慮した業務履行について

- (1) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシス

テムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (2) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。

7 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

別添 1 保 守 管 理 項 目 及 び 保 守 内 容
(伏古川融雪管)

伏古川融雪管保守管理項目

No. 1

No	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	(土木・建築)							
1	建具（門扉、柵、外灯等）	17 箇所		—	—	—	—	—
2	建屋外回り	805 m ²		—	—	—	—	—
3	玄関、階段、階段室	54 m ² (階段含む)		整理整頓、清掃	破損等異常の有無、 清掃	—	整理整頓、 清掃状況の確認	整理整頓、 清掃状況の確認
4	階段（1F、2F、B1F）			—	—	—	破損、漏水等異常の有無	清掃状況の確認及び 漏水の有無
5	電気室	1 箇所		室温	—	—	破損、室温等異常の有無	破損、室温等異常の有無
6	内部内壁 (コンクリートブロック)	510 m ²		—	—	—	—	—
7	機械室・監視通路	125 m ²		整理整頓、清掃	—	(計2回)：床清掃	—	—
8	監視室・控室	66 m ²		同上	—	—	破損等異常の有無	整理整頓、清掃状況の確認
9	便所・洗面所	13 m ²		同上	—	—	同上	同上
10	陸屋根（ルーフドレン含む）	165 m ²		—	—	—	破損等異常の有無、ゴミ 除去	破損等異常の有無、ゴミ除 去

伏古川融雪管保守管理項目

No. 2

No	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	(プラント機械設備) (投雪監視棟)							
11	投雪ロゲート	1 基	鋼製ローゲート 3,000×1,800 揚程 3.1m 0.35kw	目視点検、状態確認	—	—	作動確認、異常音・振動等の確認	作動確認、異常音・振動等の確認
12	投雪ロスクリーン	2 基	4,000×4,000×250 450t ッチ SUS 製	同 上	—	—	目視点検	目視点検
13	投雪ロシューター	2 基	PL-9t SUS 製	同 上	—	—	同 上	同 上
14	噴射ノズル装置	4 個	主口径 300φ×ノズル口径 100φ SUS 製	同 上	—	—	作動確認、異常音・振動等の確認	作動確認、異常音・振動等の確認
15	噴射ノズル装置用ポンプ	1 台	着脱式水中汚水ポンプ 300A×8.4m3/m×4m×15kw	—	作動確認、異常音・振動等の確認	—	同 上	同 上
16	投雪室用電動チェーンブロック	1 基	電 動 ト ロ リ 式 0.49t 0.9kw	—	—	—	作動確認	作動確認
17	噴射ポンプ用電動チェーンブロック	1 基	電動トリ式 1t 1.7kw	—	—	—	同 上	同 上
18	噴射ポンプ用手動チェーンブロック	1 基	手動吊上げ 1t	—	—	—	同 上	同 上
	(プラント機械設備) (中間ゲート室)							
19	中間ゲート	1 基	鋼製ローゲート 3,000×3,000 揚程 3.0m 0.63kw	—	—	—	作動確認	作動確認

伏古川融雪管保守管理項目

No. 3

No	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	(プラント機械設備) (伏古川処理場内 雨水貯留ポンプ室)							
20	細目自動除塵機	1 台	ダブルチェーン式前面掻揚前面 降 下 型 0.945m ³ /h × 1.5kw	目視点検	—	—	作動確認、異常音・振動 確認	作動確認、異常音・振動 確認
21	貯留水返送ポンプ	4 台	吸込スクリー式 φ350 12.6m ³ /m × 20m × 75kw	—	作動確認、異常音・ 振動等の確認	—	同 上	同 上
22	手動排水弁	1 個	蝶形 口径 φ600	開度、漏水の確認	—	—	開度、漏水の確認	開度、漏水の確認
23	排水用電磁流量計	1 個	口径 φ600 0～60m ³ /m	指示状況、外観確認	—	—	指示状況、外観確認	指示状況、外観確認
24	電動排水弁	1 個	蝶形 口径 φ600 0.4kw	開度指示、漏水の確認	—	—	作動確認、開度指示、 漏水確認	作動確認、開度指示、 漏水確認
25	洗浄水弁	1 個	蝶形 口径 φ500	同 上	—	—	開度、漏水の確認	開度、漏水の確認
26	洗浄水用電磁流量計	1 個	口径 φ500 0～60m ³ /m	指示状況、外観確認	—	—	指示状況、外観確認	指示状況、外観確認
27	電動洗浄水弁	1 個	蝶形 口径 φ500 0.4kw	開度指示、漏水の確認	—	—	作動確認、開度指示、 漏水確認	作動確認、開度指示、 漏水確認
28	返送ポンプ用電動仕切弁	4 個	口径 φ350 0.75kw	同 上	—	—	同 上	同 上
29	返送ポンプ用逆止弁	4 個	口径 φ350	漏水の確認	—	—	漏水の確認	漏水の確認
30	チェンブロック	2 基	電動トリ式 2.8t 巻上3kw 横行 0.75kw	—	—	—	作動状況の確認	作動状況の確認
31	しさを貯留搬送設備	1 式	SUS製 貯留 1m ³ ×4台 受け槽 0.5m ³ ×1台 搬送用 0.3m ³ ×1台	—	—	—	目視点検	目視点検

伏古川融雪管保守管理項目

No. 4

No	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点検区分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	(暖房設備) (投雪監視棟)							
32	電気ヒーター EH-1	4 台	壁掛ハ° 裸ヒーター 200v 2.5Kw	作動状況の確認	—	—	汚れ、作動状況の確認	作動状況の確認
33	電気ヒーター EH-2	1 台	壁掛ハ° 裸ヒーター 200v 1.5Kw	同 上	—	—	同 上	同 上
34	電気ヒーター EH-3	1 台	壁掛ハ° 裸ヒーター 100v 0.5Kw	同 上	—	—	同 上	同 上
	(換気設備) (投雪監視棟)							
35	空調換気扇 HEA-1	1 台	天 井 埋 込 100v 161w	—	—	(計1回): 異音、振動等 の確認、電流値測定 (数値記載)	—	—
36	空調換気扇 HEA-2	1 台	天 井 埋 込 100v 92w	—	—	同 上	—	—
37	送風機 FS-1	1 台	軸 流 ライン 200v 0.27kw	—	—	同 上	—	—
38	送風機 FS-2	1 台	軸 流 ライン 200v 0.27kw	—	—	同 上	—	—
39	送風機 FE-1	1 台	軸 流 ライン 200v 0.27kw	—	—	同 上	—	—
40	送風機 FE-2	1 台	軸 流 ライン 200v 0.27kw	—	—	同 上	—	—
41	有圧換気扇 FE-3	2 台	低 騒 音 200v 0.2kw	—	—	同 上	—	—
42	天井換気扇 FE-4	1 台	天井埋込 100v 24w	—	—	同 上	—	—
43	天井換気扇 FE-5	1 台	天井埋込 100v 13w	—	—	同 上	—	—
44	エアフィルター	1 枚	ハ° 丸形粗じん用	—	—	—	清掃	清掃
	(排水設備) (投雪監視棟)							
45	排水ポンプ	1 台	40 φ 100L/m 100v 0.25kw	—	破損・異音等の確認	—	振動、異常音等の確認	振動、異常音等の確認

伏古川融雪管保守管理項目

No. 5

No.	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点 検 区 分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	(律 注 設 備) (投 雪 監 視 機)							
46	電気温水器	1 台	床置き 20L 200v 2kw	—	—	—	破損等異常の確認	水抜き
47	洋風便器	1 台	C910	—	—	—	同 上	同 上
	[フ ゾ ント 電 気 設 備]							
48	受電盤	1 面		計器指示、表示灯、過熱、 異音、異臭、盤の損傷・ 変形・汚損の有無の確認	—	(計 1 回) : 年 点 検 : 盤 外 観、 内部確認、 絶縁抵抗測定 (数値記載)、 接地抵抗測定 (数値記載)	—	—
49	受電制御盤 (中 間 ゲ ー ト 室)	1 面		同 上	—	同 上	—	—
50	動力制御盤 (P-1)	1 面		同 上	—	同 上	—	—
51	ロードヒーティング盤 (R-1)	1 面		同 上	—	同 上	—	—
52	電気ヒーター盤 (H-1)	1 面		同 上	—	同 上	—	—
53	シーケンスコントローラ盤	1 面		同 上	—	同 上	—	—
54	補助継電器盤	1 面		同 上	—	同 上	—	—
55	現場操作盤	3 面		表示灯、作動状況、制御 モードの確認	—	同 上	—	—
	[中 央 監 視 制 御 設 備]							
56	PC (処 理 装 置 ・ U P S 1 台)	1 台		作動状況、制御モードの 確認	—	(計 2 回) : 表示灯、過熱、 異音、異臭、外箱の損傷・ 変形・汚損の有無の確認	表示灯、過熱、異音、異臭、 損傷・変形・汚損の有無の 確認	表示灯、過熱、異音、 異臭、損傷・変形・汚損 の有無の確認
57	ディスプレイ (CRT)	1 台		作動状況の確認	—	—	同 上	同 上
58	ドットプリンタ (ア ウ ズ メ ン ト)	1 台		同 上	—	—	同 上	同 上
59	レーザープリンタ (帳 票 ・ ハ ー ト コ ピ ー)	1 台		同 上	—	—	同 上	同 上

伏古川融雪管保守管理項目

No. 6

No.	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点 検 区 分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 終 了 時 点 検
	〔車両台数計測装置〕							
60	UPS	1 台		作動状況、外観の確認	—	—	表示灯、過熱、異音、 異臭、損傷・変形・汚損 の有無の確認	表示灯、過熱、異音、 異臭、損傷・変形・ 汚損の有無の確認
61	PC(処理装置)	1 台		同 上	—	—	外観、作動確認	外観、作動確認
62	ディスプレイ(TFT)	1 台		同 上	—	—	同 上	同 上
63	レーザープリンタ(帳票)	1 台		同 上	—	—	同 上	同 上
64	RFID 認証装置及び表示灯	1 台		同 上	—	—	同 上	同 上
	〔 I T V 設備〕							
65	カラーカメラ	3 台	照明設備 2 台	作動状況の確認	—	—	作動状況、外箱の損傷・ 変形・汚損の有無の確認	—
66	カラーモニタ	1 台		同 上	—	—	作動状況、損傷・汚損の 有無の確認	—
67	カメラコントローラー	1 台	カメラ制御部 音声制御部	同 上	—	—	表示灯、過熱、異音、 異臭、損傷・変形・汚損 の有無、作動状況の確認	—
68	カラーカメラ (中間ゲート室)	1 台	照明設備 1 台	同 上	—	—	作動状況(電動昇降装置 を含む)、外箱の損傷・変 形・汚損の有無の確認	—
69	カラーカメラ (雨水貯留ポンプ施設)	1 台	照明設備 1 台	同 上	—	—	作動状況、外箱の損傷・ 変形・汚損の有無の確認	—
70	LAN 用 SPD	8 台		同 上	—	—	同 上	—
80	スイッチングハブ	1 台		同 上	—	—	同 上	—
81	拡声装置	1 式	アンプ(放送・マイク) 1 台 放送アンプ 2 台 マイクアンプ 2 台 マイクホン 3 台 スピーカー 3 台	同 上	—	—	同 上	—

伏古川融雪管保守管理項目

No. 7

No.	管 理 対 象 施 設 (機 器 等 の 名 称)	数 量	機 種	点 検 区 分				
				日 常 点 検	週 点 検	定 期 点 検	運 転 開 始 前 点 検	運 転 開 始 前 点 検
	〔建築設備〕							
82	電灯分電盤 (電灯監視盤)	1 面		表示灯、過熱、異音、異臭、 盤の損傷・変形・汚損の 有無の確認	—	(計1回)：表示灯、過熱、 異音、異臭、盤の損傷・ 変形・汚損の有無の確認	—	—
83	屋内照明器具	49 台 (床面積 690 m ²)		点灯状態の確認	—	—	異音、汚損・損傷・腐食、 点灯状況の確認	異音、汚損・損傷・腐食、 点灯状況の確認
84	外 灯	3 基		同 上	—	—	同 上	同 上
85	火災報知設備	1 式		汚れ、点灯状況の確認	—	—	目 視	目 視
86	電話設備	1 式		作動状況の確認	—	—	作動状況の確認	作動状況の確認
87	防犯設備	1 式	増幅器 1 台 スピーカー 9 台	汚れ、点灯状況の確認	—	(計2回)：作動試験の実施	—	—
88	照明器具 (中間ゲート室)	7 台		—	—	—	異音、汚損・損傷・腐食、 点灯状況の確認	異音、汚損・損傷・腐食、 点灯状況の確認
89	配管	122m		—	—	(計1回)：破損等異常の 有無	—	—
90	オーバースライダー	2 台		—	作動確認、破損等異常の 有無、グリスアップ	—	作動確認、破損等異常の 有無	作動確認、破損等異常の 有無

伏古川融雪管

運転管理マニュアル

投雪期間開始前準備

①全体打合せ（下水道庁舎で実施）

雪対策室、道路設備課、伏古川水再生プラザ、創成川水処理センター、運転管理受託者、ヤード管理業者、S - N E Tの参加により管内水張り作業・投雪受入作業についての打合せを行い注意事項の確認・準備等の日程を調整する。

②システム（中央監視制御）を立ち上げる。

スイッチ ON（システムの変更があれば打合せを行い確認する）

③噴射ポンプ・ノズルの設置

電源を OFF の状態で設置し、作動確認時では補助継電器盤 C2 を取外してから、現場手動で行う。（警報が作動するのを防ぐため）

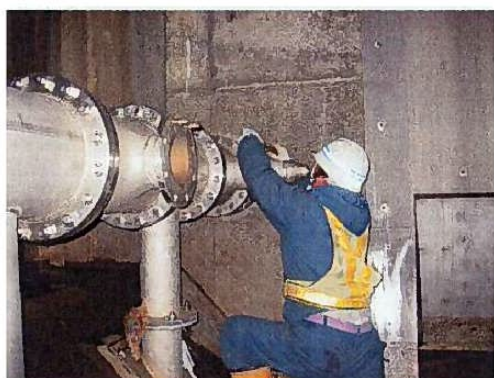
※転落防止のため、高所作業の場合は安全帯使用等の安全対策を行うこと。



噴射ポンプ設置



噴射ポンプ設置



噴射ノズル設置



作動確認

④管内水張り作業（伏古川水再生プラザと事前に調整・打合せをする。）

（1）管内堆積砂の除去

管内ゲート部分に堆積している砂の除去については、打合せの時に伏古川水再生プラザ側と日程調整を行い、人力作業により除去する。

（2）ゲートのセット

- ・砂を除去したら、第1ゲートの高さを-1.5mEL にセットする（全閉状態）。
- ・第2ゲート（中間ゲート）の高さを-3.0mEL（-1.2m）にセットする。
（寸開状態）

（3）水張り作業

第1・2ゲートのセット状態を確認して、水張りを開始する。

（1日～2日間で水張り作業終了予定）

⑤その他

- （1）施設の鍵の借用（札幌市より）
- （2）車両管理装置設置（S・NET）（札幌市より委託）
- （3）投雪予備カード（2枚）の借用（札幌市より）

日常作業

運転管理業務 タイムスケジュール

(時間帯は一例であり、状況に応じて対応すること)

時間	内 容	備 考
20:30～ 8:30～	投雪開始前作業 ①投雪業者との打合せ ②車両管理装置→カードリーダーのカバーをはずし、システムモニターON、ICカード挿入表示にする ③投雪口No.1、No.2シャッターを開ける (ヤード管理業者立会のうえ実施)	
21:00 9:00	投雪時作業 ①「運転管理業務日誌」に必要事項の記録 (投雪開始時刻、供給水温、融雪水温、投雪会社等) ②噴射ポンプの作動 ③投雪状況等の確認 モニター画面・監視カメラ等で投雪状況、車両待機状況等の確認をする。管内状況・ダンプ待機状況に応じて、カードリーダーのタイマーを変更し、投雪間隔を調整する。 ④処理場内「雨水貯留ポンプ施設」のポンプ室にある除塵機の掻き揚げゴミ状況の確認 ※中休み時間 概ね 夜間0:00～1:00、昼間12:00～13:00 (当日のマルチにより変更有、投雪予定表により確認) 中休み時間に入る前・投雪再開の際のシャッターの開閉はヤード管理業者立会のもと行う。	
6:00～ 18:00～	投雪終了後作業 ①「投雪管理日報」に記録 (投雪終了時刻、供給水温、融雪水温、投雪台数、投雪量、電力量、その他) ②投雪口No.1、No.2シャッターを閉める。 (ヤード管理業者立会のうえ実施) ③車両管理装置のICカード挿入表示を切り、「管理日報」等を印字してシステムモニターをOFFにする。 ※「投雪会社別日報」「投雪管理実績表」のデーターを投雪業者に提供する。 ④日報等の報告(札幌市にFAXで送付) 「運転管理業務日誌」 「投雪管理日報」「会社別日報」 ⑤扉の施錠・機械警備の確認	業務日誌は 運用監理業務 「資料⑦」参照

投雪開始前作業

①投雪業者との打合せ

運転管理者は、投雪施設に開始前までに送られてくる投雪予定表で当日の投雪業者、投雪開始時刻、中休み時間等の確認をして確認事項等があれば投雪業者と連絡を取る。

その後、ヤード管理者に投雪開始時刻等の項目を連絡する。

②車両管理装置→カードリーダーのカバーをはずし、システムモニターON、 I Cカード挿入表示にする

③投雪口N o. 1、N o. 2 シャッターを開ける (ヤード管理者立会実施)

投雪時作業

①「運転管理業務日誌」に必要事項の記録

投雪開始時刻、供給水温、融雪水温、水路高さ、投雪会社等

②噴射ポンプの作動

投雪ダンプが到着する前に噴射ポンプを作動する。



③投雪状況等の確認

モニター画面・監視カメラ等で投雪状況、管内状況・ダンプ待機状況等の確認をする。



管内状況・ダンプ待機状況に応じて、カードリーダーのタイマーを変更し、投雪間隔を調整する。



投雪は主に No.2 投雪口を使用する。

投雪口が雪塊で塞がれたときは No.1 投雪口を使用する。

(その間に、場内作業員により雪塊を除去する。)

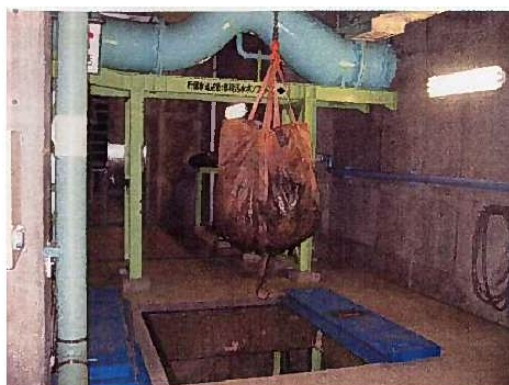


④処理場内「雨水貯留ポンプ施設」のポンプ室にある除塵機の掻き揚げゴミ状況の確認

2～3 日に 1 度、除塵機の掻き揚げゴミを押し付け減容する。

週に 1 回位のペースでボックス内に集まった掻き揚げゴミをフレコンごと取り出す。

なお、掻き揚げゴミ搬出の際に 1F で作業をする時は安全帯を着用すること。



投雪終了後作業

①「投雪管理日報」に記録

投雪終了時刻、供給水温、融雪水温、投雪台数、投雪量、電力量、その他

②投雪口 No. 1、No. 2 シャッターを閉める。

(ヤード管理業者の立会)

③車両管理装置の IC カード挿入表示を切り、「管理日報」等を印字して、
システムモニターを OFF にする。

※「投雪会社別日報」「投雪管理実績表」のデータを投雪業者に提供する。

④日報等の報告（札幌市へ FAX で送付）

「運転管理業務日誌」

「投雪管理日報」「会社別日報」

⑤扉の施錠・機械警備の確認

投雪期間終了作業

①管内水抜き作業

- (1) 別途発注（下水発注）される管内清掃の日程に合わせて、伏古川水再生プラザで水抜き等の日程調整を行うため、同プラザと打合せをする。
- (2) 第1ゲートを全開にする。
- (3) 少量になった時点で第2ゲートを全開にする。



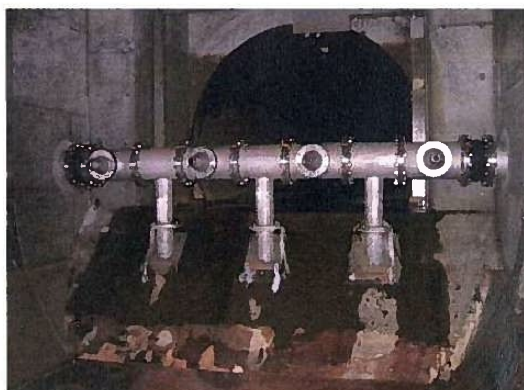
管内排水後の投雪口真下状況
No.1 投雪口下に土砂が堆積している。

②自動除塵機により掻き揚げたゴミの撤去

伏古川処理場雨水貯留ポンプ施設へ行き、スイッチを現場に切替えて操作する。

③噴射ポンプ・ノズルの撤去

管内水抜き作業終了後、処理場と連絡確認のうえ実施。



④システム（中央監視制御）を切る。

スイッチを OFF にする。

⑤電気室の盤で電源を切る。

停電時対応について

伏古川水再生プラザ： 781-2331
北電(停電) : 221-3161

伏古川水再生プラザ内「雨水貯留^{ポンプ}施設」の<配管バルブ室>に設置されている「送水管手動弁」と「貯留水返送^{ポンプ}」の停電時操作について

- (1) 投雪施設に異常が無くモニター上で「警報」が発報した場合、水再生プラザに問合わせて「貯留水返送^{ポンプ}」が稼動しているか確認する。

もし、停電の影響で「貯留水返送^{ポンプ}」が停止している場合、昼間なら^{ポンプ}運転について協議する(ただし、水再生プラザで非常用発電機を動かしている状況なら同^{ポンプ}の運転は困難)。

* (昼間の)^{ポンプ}運転不可の場合及び夜間停電が発生した場合は処理場側での対応も困難なので下記の浸水回避操作を行う。

- (2) 投雪施設が停電状態になった場合は、処理場側の状況を把握できないため、5～10分後(処理場側で停電していればその回復操作に要する時間)、処理場に問合わせて「貯留水返送^{ポンプ}」が稼動しているか確認する。稼動していれば「送水管手動弁」を操作する必要がないので、復電後、順次他の機器をチェックする。もし、処理場側でも停電が発生していれば下記の浸水回避操作を行う。

浸水回避操作

1. 停電後、2H 以内に「送水管手動弁」を手動により「閉」操作
(処理場内雨水貯留^{ポンプ}施設の<配管バルブ室>浸水防止のため)
2. 注) この時、管内水によるハンマリングを防ぐため、「閉」直前は急激に閉めないこと

※ 短時間停電(概ね5～10分間)の場合は「閉」操作は不要。復電後、モニター上で(操作権確認)「貯留水返送^{ポンプ}」を起動し、他の機器にも再度運転指令を出す。

(参 考)

- (1) 「伏古川水再生プラザ」施設に関する受電系統は大きく分けると3系統ある。

- ① 水再生プラザ系統 : 高圧 3φ 6,600V 2系統受電 (1系統は予備)
<自家発設備 1,500kVA あり>
- ② 中間ゲート室系統 : MH 付近北電柱より低圧動力用 3φ 200V 1系統、
従量電灯用 1φ 3W 200/100V 1系統受電
- ③ 投雪施設系統 : 施設付近北電柱より低圧動力用 3φ 200V 1系統
(動力系統のみ北電契約により 18:00～20:00 OFF
この時、警報出るが自動復帰する)
従量電灯用 1φ 3W 200/100V 1系統受電
RH 用 1φ 2W 200V 1系統受電

- (2) 停電の形態と対応 (短時間停電を除く)

- ① 地域全体停電 : 浸水回避操作必要
- ② 水再生プラザ系統停電 : 浸水回避操作必要
- ③ 投雪施設系統停電 : 水再生プラザの停電状況確認後必要な処置
- ④ 中間ゲート室系統停電 : 復電を待って(必要なら)再度運転指令を出す

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- ☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。 該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記 3 (2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他
具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。
対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。 また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	